

# 7・8月は 平和月間

市では、毎年7・8月を平和月間と定め、平和に関する催しを行っています。これらの催しを通して、「非核・平和を訴え、人間としてともに生きる喜びがあふれる社会」の実現に取り組んでいきましょう。問合せ 人権女性政策課へ

## へいわのえほんとのしいおりがみ

キッズぱてとによる手遊びや絵本の読み聞かせと折り紙で折鶴などを楽しめます。

### 日時・場所

- ▶ 7月2日(金)新鳥飼公民館 ▶ 20日(火)味生公民館
- ▶ 27日(火)千里丘公民館 ▶ 28日(水)鳥飼東公民館
- ▶ 8月24日(火)安威川公民館

※いずれも午前10時半～11時半

対象 乳幼児と保護者

定員 各10人

申込み (各公民館へ・☎可・先着)

## 平和図書コーナー

平和に関する本や絵本の展示・貸出

日程 7月9日(金)～8月31日(火)

場所 市民図書館・鳥飼図書センター

## 平和映画会

### ▶ 「ぼくらの防空壕」

日時 7月31日(土)午前10時半～11時15分

場所 鳥飼図書センター

### ▶ 「TOMORROW 明日」

日時 8月15日(日)午後1時半～3時20分

場所 市民図書館

申込み (各館へ・☎可・先着)

## 平和パネル展

### ▼コミュニティプラザ

日程 8月3日(火)～9日(休)

場所=内容 ▼コミュニティプラザ・エントランスホール=「原爆と人間」「子どもたちの平和ポスター」  
▼コミュニティプラザ・情報提供コーナー=「ヒロシマ・ナガサキ原爆写真コーナー」

### ▼安威川公民館

日程 8月23日(月)～30日(月)

場所=内容 安威川公民館=「子どもたちの平和ポスター」

## 平和黙祷

公共施設では1分間の黙祷を行います。趣旨をご理解いただき、家庭でもご協力をお願いします。

日時 8月6日(金)午前9時15分

## 「語り部」による戦争のお話を聞きますか？

～被爆体験伝承講話～

8月28日(土) 午後1時半～3時半  
(開場は午後1時から)

### 市民文化ホール

内容 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の「語り部」古田光恵さんによる、被爆体験伝承講話。「被爆乙女」などの被爆体験を中心に、戦時下の広島の様子などを語ります。



△古田光恵さん

申込み 人権女性政策課へ ☎ 06 (6383) 1324、FAX06 (6319) 5970 または下記 QR コードから申込み

※一時保育あり (1歳以上の未就学児・8月2日(月)～20日(金)に同課へ・先着) ※手話通訳あり



## 平和資料展

召集令状や国民服など、戦時中の実物資料を展示します。

日程 8月24日(火)～30日(月)

場所 男女共同参画センター



△召集令状



△国民服

## 非核平和を願う署名コーナー

### 平和祈念の折り鶴・平和メッセージ

7月中、平和を祈って「折り鶴コーナー」や「署名コーナー」などを市の公共施設に設置します。

設置場所 市役所、市民図書館、鳥飼図書センター、第1児童センター、男女共同参画センター、味生公民館、千里丘公民館、鳥飼東公民館

## 「平和」冊子の配布

戦後40年の節目となる昭和60年に発行された、戦争体験集「平和」を配布しています。当時の状況や想いが記された貴重な体験集です。

配布場所 市役所4階・人権女性政策課

※冊子は数に限りがあります

# 令和2年度 監査の結果

定期監査は26部局および11カ所の公共施設を対象に行いました。また、財政援助団体等の監査は一般財団法人摂津市保健センターを選定し、実施しました。それぞれの結果をお知らせします。

摂津市監査委員 馬場博 三好義治  
(担当：監査委員事務局)

## 定期監査

監査の期間 令和2年11月1日から令和3年3月26日まで

監査の対象 令和2年4月から監査実施直前月までの財務に関する事務

監査の対象部局 左下表

監査の着眼点 財務に関する事務が法令などに準拠し、適正かつ効率



△中央送水所での監査の様子

監査の項目  
・財務監査 職員手当の支給、使用料・手数料などの徴収・収納・還付、報酬・報償費の支払、委託契約、維持補修、補助金などの交付、備品購入

的に執行されているかどうかなどに着眼点を置き、実施しました。監査の実施内容 事前に提出された資料および諸帳簿を審査し、職員から執行状況について説明を受ける方式により、実施しました。

また、小学校、中学校、体育館などの施設については、現地におもむき施設の維持管理および事務の執行状況の監査を実施しました。

入・管理・記録、車両管理などの事務  
・施設監査 施設の維持管理、防災・安全対策、切手の管理などの事務  
監査の結果 各部局とも財務に関する事務の執行にあたっては法令などに準拠し、適正かつ効率的な執行に努め、施設の管理についても適切な維持を行い、適正に処理されているものと認められました。

しかし、一部の事務で次のとおり是正を要する事項が見受けられましたので、速やかに必要な措置を講じ、今後の事務執行に万全を期すよう指導しました。

- ① 特殊勤務手当および時間外勤務手当の支給事務において、一部で支給額の誤りが見受けられました。
- ② 使用料収納事務において、一部で使用料納付前の施設利用が見受けられました。
- ③ 委託契約事務において、一部で手続の遅延や

## 監査対象部局

部(室・局)	課(室・センター・局)
市長公室	秘書課、広報課、人事課
総務部	総務課、情報政策課、固定資産税課、納税課、工事検査室
生活環境部	文化スポーツ課、産業振興課・農業委員会事務局、環境業務課、環境センター
保健福祉部	障害福祉課、国保年金課
建設部	連続立体交差推進課、道路管理課、道路交通課
上下水道部	水道施設課、下水道事業課
教育総務部	教育政策課、生涯学習課
次世代育成部	こども教育課、出産育児課
消防本部	警防第1課、第2課
議会事務局	

内容の誤りなどが見受けられました。  
④ 車両管理事務において、一部で昨年度と同内容の後退時の事故発生が見受けられました。

## 財政援助団体等の監査

監査の期間 令和3年1月1日から令和3年2月26日まで

監査対象団体 一般財団法人摂津市保健センター

監査の着眼点 公の施設が法令などに基づき適切に管理され、協定等

に基づく義務の履行が適切に行われ、出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかなどに着眼点を置き、実施しました。

監査の実施内容 事前に提出された資料および出納関係帳票、その他関係書類を審査し、担当者からその執行状況の説明を受ける方式により、実施しました。

監査の結果 指定管理者としての施設管理および義務の履行は、法令および協定などに基づき適切に管理、実施され

ていました。  
しかし、職員手当支給事務において、一部で支給額の誤りが見受けられましたので、速やかに必要な措置を講じ、今後の事務執行に万全を期すよう指導しました。

今回の監査結果報告書から、職員の仕事執行能力やモチベーションの向上を図ることをねらいとして、改善すべき点だけでなく、良好事項を掲載しています。

※部局名は監査実施時のもの